

財 第 5 5 1 号

平成30年8月17日

各 部・課 長

副市長 山崎 健二

平成31年度予算編成について（依命通知）

【本市が取り組むべき行政課題について】

本市においては、将来の発展を見据えたまちづくりを推進するため、喫緊の重要課題として、地域包括ケアシステムの推進、子育て支援、子供の貧困対策、海老川上流地区を中心としたメディカルタウンの構築、都市基盤の整備、公共施設の長寿命化・最適配置などに取り組んでいる。

また、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018について」（骨太の方針）で示された国の様々な施策には、消費税率の引上げ、それに伴う軽減税率制度の実施、幼児教育・高等教育の無償化、森林環境譲与税の創設など、平成31年度に新たに市が取り組むべきものも多く含まれており確実な対応が求められている。

【本市の財政状況について】

近年、本市の財政は厳しく、市債残高が増加し、財源調整基金の残高が減少するという状況が続いている。

一般会計の市債の残高は平成25年度末の1,266億円から平成29年度末の1,725億円に、5年間で459億円増加している。

一方で財源調整基金は平成25年度末の226億円から平成29年度末の120億円に、5年間で106億円減少している。

このような財政状況の変化は、小中学校等の耐震改修、保健福祉センターの建設、北部清掃工場の建替え等の大規模施設整備を集中して行った際、多額の市債を発行したことや、障害福祉事業、後期高齢者医療事業、待機児童対策等の事業に必要な財源を財源調整基金の繰り入れで補填したことが要因の一つとなっている。

今後、人口減少、人口構造の変化が想定され、解決すべき行政課題が山積するなか、歳出面では市債残高の増加が公債費を押し上げ、歳入面では財源調整基金からの繰り入れ可能な額が減少し、さらに厳しい財政状況が続く見込みである。

【行財政改革について】

昨年度、このような厳しい財政状況に対応する方策を検討するため、行財政改革推進会議を設置し、取り組むべき行財政改革について議論した。

この会議において取りまとめられた意見書が今年3月に市に提出され、「歳入の確保について」「業務改革と歳出の見直しについて」にかかる具体的な取り組みの指針として、受益者負担の見直し、業務改革、指定管理者制度の導入検討など28項目の提言が示された。

今後、この提言に対応する具体的な方策について取りまとめる予定であるが、各部局においても所管する業務について検証を行い、可能な限り平成31年度予算編成に反映するよう努められたい。

【平成31年度予算編成について】

前述の「骨太の方針」では、「地方の歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされていることから、平成31年度の地方財政の負担が大幅に改善することは想定できない状況にある。

このような状況においても、市民の安全で安心な生活を保つための予算、道路・河川等のインフラや公共施設の保全等にかかる予算を確保しなければならない。

このことから、平成31年度予算編成においても、以下の3つの方針を示す。

- ・財源調整基金繰入金を40億円程度とする
- ・普通建設事業費を平成30年度と同程度の額とする
- ・市債発行額の抑制をする

なお、予算編成の過程で、投資的な事業、経常的な事業ともに行政効果を再点検し、改善・廃止・縮小等厳しい選択を迫られることが予想されるので、各部局において無駄の排除等の必要な措置を講じ、事業費の配分を十分検討の上予算要求すること。

平成12年度（2000年度）を初年度とした総合計画は2020年度が最終年度となるため、2021年度以降の新たな総合計画を策定するため、作業に着手したところである。

平成31年度は現在の総合計画を仕上げる一年であるとともに、新しい総合計画を形づくる一年となることを意識し、直面する行政課題の解決や、様々な行政サービスの充実に最も効果的な予算を編成することに努められたい。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、効率的・重点的な予算要求を行うこと。特に市単独事業については、行政サービスの水準の範囲などについて類似団体との比較をするなどして、事業の効果検証を行うこと。
2. 決算で多額の不用額が生じている事業や年度途中で予算不足が生じて流用等の措置が必要となった事業については、対象事業の過去の実績の分析を行い、その原因を究明し十分に精査のうえ適切な予算要求となるよう努めること。
3. 部局の垣根を越えた横断的な取り組みを推進する必要があるか、あるいは他部局と類似する事業を行い無駄が生じていないか、部局間で十分協議調整すること。
4. 実施計画対象事業の所管部課にあっては、企画財政部から10月上旬を目途に査定結果を通知する予定であるので、査定で事業実施が不採択となった事業については、要求しないこと。
5. 「公共建築物保全計画」において、今後、活用方法の見直しや改修等が予定されている施設にあっては、事業費を精査のうえ要求すること。
6. 枠配分対象事業に指定された事業であっても、見直しにより適切な

- 予算積算に努めること。
7. 歳入の確保については最大の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
 8. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れ等がないよう注意すること。
 9. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
 10. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
 11. 他団体が先行して実施している効率的な行政運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化に努めること。
 12. 新規・拡大等、事業の見直しの要求にあたっては、その効果を検討し、実現のための懸案事項を抽出し、万全の準備をすること。
 13. 平成29年度決算審査の過程において指摘された事項については、適切に対応すること。
 14. 監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に係る事項は、改善のうえ適切に対応すること。